





※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。  
 ※受講料は、テキスト代を含みます。 ※金額はすべて消費税込みです。  
 ※助成金適用コースの場合でも受講料は変わりません。助成金の内容については、下部をご覧ください。

<b>1</b>		<b>小型移動式クレーン運転技能講習(定員10名)</b>		つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転 (道路上の走行を除く)	登録番号:香労登録第107号/登録の有効期間の満了日:2028.1.9	
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	-	51,000円
J	3	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	-	46,000円

<b>2</b>		<b>玉掛け技能講習(定員20名)</b>		つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務	登録番号:香労登録第109号/登録の有効期間の満了日:2028.1.9	
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
H	3	19(12/7)	特になし	○	-	27,000円
H1	3	16(9/7)	●移動式クレーン、クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	-	25,000円

<b>3</b>		<b>車両系建設機械(整地・運搬・積み込みおよび掘削用)運転技能講習(定員10名)</b>		機体質量が3トン以上の車両系建設機械(整地等)の運転(道路上の走行を除く)	登録番号:香労登録第108号/登録の有効期間の満了日:2028.1.9	
コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	5.5	38(13/25)	特になし	○	-	110,000円
D	2.5	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に <b>6か月以上の運転経験</b> を有する方(事業者証明が必要)	○	-	50,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に <b>3か月以上の運転経験</b> を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に <b>3か月以上の運転経験</b> を有する方(事業者証明が必要)	○	-	45,000円

(備考) Dコースの日程についてはお問い合わせください。

不定期開催 修了証即日交付可能

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容/対象者	助成金	給付金	受講料
<b>特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの</b>							
Tg	自由研削といしの取替え等	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	-	13,000円
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	-	18,000円
Tv	ローラー(締固め用)	1.5	10(6/4)	締固め用機械の運転業務	○	-	18,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	○	-	14,000円
<b>安全衛生教育等 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの</b>							
3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/-)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	-	-	24,000円
3d	刈払機取扱作業	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	-	-	13,000円

●出張講習、臨時開催、掲載していない講習などについてはお問い合わせください。

建設業の法人様へ  
**助成金のご案内**

- 助成金を利用して、**受講料負担を少なく**します
- 制度対象の講習を多数開催**しています

〈建設事業主等に対する助成金制度〉

中小建設事業主が従業員に技能資格を取得させるため、教習機関に委託して技能講習を受講させた場合に、厚生労働省(労働局管内における施設)からその経費の一部が事業主に対して助成される制度です。

〈助成金の種類〉

- ・経費助成金
- ・賃金助成金

※助成金などの申請・受給の手続き方法、その他詳細は所轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください。

※制度の詳細については、厚生労働省Webサイトをご確認ください(検索ワード:建設 助成金)。